# 四郷グループホーム 重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護 & 介護予防認知症対応型共同生活介護) (認知症対応型共同生活介護: 短期利用型 & 介護予防認知症対応型共同生活介護: 短期利用型)

## 1 事業の目的

四郷グループホームは、要支援者あるいは要介護者であって、認知症の状態にある高齢者に共同生活住居において介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、可能な限り自立した日常生活の実現を図り、生き甲斐のある高齢社会づくりに貢献することを目的とする。

## 2 運営方針

四郷グループホームは、利用者が安心した日常生活を送ることができるよう、利用者それぞれの個性を十分に勘案したケア計画を基に適切なケアサービスを提供するよう努める。

## 3 事 業 者

事業者の名称	青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 近藤 辰比古
電話番号	(059)328-2177

# 4ご利用施設

施設の名称	四郷グループホーム
施設の所在地	三重県四日市市西日野町小溝4014
管理者	須藤 めぐみ(さくら ばら)
電話番号	(059)322-1859
ファクシミリ番号	(059)322-1896

* * O IF *I	介護保険事業所番号		定数
事業の種類	指定番号	指定年月日	(1 ユニット)
認知症対応型共同生活介護	2470200938 号	H12年12月1日	0 7
介護予防認知症対応型共同生活介護	2470200938 号	H18年 4月1日	9名

当事業所の利用定数は、1ユニット9名、2ユニットで18名とする。

# 5 施設の概要

=0./# o IF #F	1ユニット数	面積		
設備の種類		さくら	ばら	
居室(全て個室)	9室	12. 50㎡(1人あたり)	12. 50㎡(1人あたり)	
食堂·居間	1室	37. 02m²	37. 13m²	
アクティビティルーム	1室	12. 50m²	14. 75m²	
浴室·脱衣室	1室	12. 34m²	12. 43m²	
スタッフルーム(共用)	1室	24. 68m²		

# 6 職員体制(職種、員数、職務内容)

## 令和3年4月1日現在

		13.144	)   1/1   H 20   L	
~ * * * O DU E	ᄆᆇ	区 分		
従業者の職種	員数	常勤	非常勤	
管理者(兼務)	2	2		
介護職員	19	11	8	
計画作成担当者(兼務)	2	1	1	

※利用者3人に対して介護・看護職員が常勤換算で1人以上

管理者: 当事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

介護職員:介護に関すること。

計画作成担当者:利用に係る計画の作成を担当する。

7 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
│ 管埋者	正規の勤務時間帯(8:15~17:15)	
	常勤で兼務	

介護職員	日勤の勤務時間帯(8:15~17:15)
	夜勤の勤務時間帯(17:00~9:00)

# 8 施設サービスの概要

種類	内容
食 事	<ul> <li>・栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>・食事時間</li> <li>朝食 7:30頃とします。</li> <li>昼食 12:00頃とします。</li> <li>夕食 17:00 頃とします。</li> </ul>
排 泄	・利用者状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について も適切な援助を行います。
入浴	・ケアプランに基づいて、入浴又は清拭を行います。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	·緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって 引継ぎます。
相談及び援助	・当施設は、利用者 およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意を もって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます ・また、相談担当者が相談相手として不適当な場合は、他の相談員を指名す ることができます。
社会生活上の 便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

# 9 協力医療機関

医療機関の名称	小山田記念温泉病院
院長名	村嶋正幸
所 在 地	三重県四日市市山田町5538-1
電話番号	(059)328-1260

# 10 利用料

※ 別紙参照

(4) 支払方法

支払方法は、原則として百五銀行口座自動引き落としとさせていただきます。

(毎月、20日までに前月分の請求をし、27日に引き落としさせていただきます。ただし、 27日が 土曜・日曜・祝祭日にあたる場合はその翌日とします。)

## 11 利用の中止、変更、追加(短期利用型の場合)

- (1) 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、当該サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たに追加することが出来ます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者に申し出て下さい。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

①利用予定日の前日までに申し出があった場合:無料

②利用予定日の前日までに申し出がなかった場合: 当日の利用料金の100%

(自己負担相当額)

- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- (4) ご契約者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することが出来ます。その場合、既に 実施されたサービスに係る利用料金はお支払い頂きます。

#### 12 入居にあたっての留意点

- (1)事業の対象者は、要介護状態であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とします。
  - 1. 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
  - 2. 認知症に伴う著しい異常行動がある場合
  - 3. 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合
  - 4. 利用希望者が伝染性疾患を有すると認められる場合
  - 5. 利用希望者が共同生活になじまないと判断する場合
  - 6. 管理者が省令等に照らし合わせて認められないと判断する場合
- (2)入居申し込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3)入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービス提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4)利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに居宅支援事業者、地域包括支援センター等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。

#### 13 事故発生時の対策

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

(3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 14 非常災害時の対策

- (1) 非常災害が発生した場合には、消防計画に従い、関係機関への通報及び連携を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に職員に対する教育を行います。
- (3) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に避難・救出その他必要な訓練を実施します。

# 15 身体拘束•虐待防止委員会

- (1) サービスの提供により身体拘束・虐待と思わしき事案が発生した場合は速やかに関係各機関並び に甲の家族又は身元引受人に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるための会議を開催いたしま す。
- (2) 身体拘束適正化指針・虐待防止規定に基づき身体拘束・虐待防止委員会を開催いたします。
- (3) 身体拘束・虐待防止の為、年に数回法人内の勉強会と自施設での勉強会を開催いたします。

### 16 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) (1)~(3)を適切に実施するために担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 須藤 めぐみ

(5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、保険 者等に通報します。

## 18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

(1) 提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。なお、第三者による外部評価は受けており、それらの結果をWAMNETにて公表しております。

#### 19 苦情等申立先

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお尋ね下さい。

(直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文書でも結構です)

四郷グループホーム(窓口担当者:須藤 めぐみ)

受付時間: 毎日午前8時15分~午後5時15分

電 話: 059-322-1859(ご相談の際にはお越しいただく前にご一報下さい)

## 市町村等への苦情申し立て先

① 四日市市役所 介護保険課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

受付時間:平日 午前8時30分~午後5時00分

電話番号:059-354-8190

② 三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課 介護障害福祉係 〒514-8553 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館 2階 電話番号:059-222-4165

③ 三重県福祉サービス運営適正化委員会 〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉会館 電話番号:059-224-8111

◎ 青山里会 第三者委員 (福祉サービスに関する苦情解決事業)

1. 田中 紘美 評議員 連絡先: 090-7034-6372

2. 藤井 由紀子 評議員 連絡先: 059-331-7089